

学則の変更の趣旨等を記載した書類

I. 学則変更（収容定員変更）の内容

立命館大学(以下、「本学」という。)は、「自由と清新」を建学の精神として設立され、第二次世界大戦後に「平和と民主主義」を教学理念として定めている。さらに 2006(平成 18)年には学校法人立命館の理念として「立命館憲章」を制定した。これらに基づき本学大学院では、大学院学則に「立命館建学の精神および教学理念に則り、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」ことを定めている。

このたび本学では、現在の社会からの要請に応えるとともに、高等教育機関に求められている責務を果たすため、2021(令和 2)年 4 月より薬学研究科薬科学専攻を課程変更し、同修士課程を博士課程前期課程とするとともに、後期課程(入学定員 3 人、収容定員 9 人。以下本研究科という。)を新設する。本専攻の教育研究上の目的は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することである。

本学は本専攻の設置にともない、季節の研究科の入学定員および収容定員を変更する。収容定員変更の内容および内訳は下表のとおりである(下線部分が変更内容)。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
薬学研究科	薬科学専攻	博士課程前期課程(修士課程から課程変更)	20 人	40 人
		博士課程後期課程	<u>3 人</u>	<u>9 人</u>

II. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学大学院は、学術研究の成果と人材育成を通じて社会に貢献することを使命とし、教育研究や科学技術の動向を踏まえるなかで教育研究組織の設置や改組、教学改革を行い、様々な分野において数多くの研究者や技術者を世界に送り出してきた。さらに教育研究を基本的な使命とする大学として意義を有する教学改革を不断に実行するために、大学の運営体制の充実・整備を行ってきた。

高等教育機関の社会的な使命に立脚して、高度な教育研究水準の維持・向上や教育研究環境の整備を図りつつ本学大学院への進学を希望する多様な学生を受け入れ、社会に有為な人材を輩出することは、高等教育機関としての責務である。本学では、このような責務や要請に積極的に応えていくことが必要であると考え、このたび学則変更(収容定員変更)を申請することとした。

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程を新設する趣旨および必要性は次のとおりである。

医療現場に新しい作用機序を有する医薬品が次々と登場し、これらに基づく疾病ごとのきめ細かな投与設計や個別の患者に見合った薬物治療が必要とされるようになり、医療薬学における大きな進展に対応できる人材が求められている。このような背景から、日本の薬学教育は、従来からの医薬品の調剤を中心とした業務に加え、高度医療を支える一員として積極的にその役割を果た

せる人材の育成を目指すこととなり、2006(平成 18)年 4 月に学校教育法および薬剤師法が改正され、「医療現場で活躍する薬剤師」を養成する 6 年制学士課程と、薬学基礎系として従来からの「薬を生み出す創薬研究者」を養成する 4 年制学士課程の 2 つの薬学教育課程に再編された。その結果、当初は予想されていなかった問題も生じている。すなわち、2006(平成 18)年の新課程の開始にあたり、全国の私立大学薬学部・薬科大学が一斉に 6 年制課程にかじを切った結果、4 年制と 6 年制の学生定員に大きな偏りが生じ、「薬を生み出す創薬研究者」の育成という重要な役割を果たすことが困難になってきているという問題である。

創薬研究の重要性はますます増大しており、日本再興戦略(平成 25 年 6 月閣議決定)において、医療関連産業は、日本が国際的に強みを持ち、グローバル市場での成長が期待できる戦略分野と認知されたのに引き続き、2015(平成 27)年 6 月に厚生労働省より出された国際薬事規制調和戦略においても、日本の強みを生かした医薬品開発環境の整備やレギュラトリーサイエンスの更なる環境整備を通じて、国際社会の保健衛生向上への一層の貢献が訴えられている。

また、立命館大学(以下、「本学」という)では、大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程¹の設置にあたり、医薬品関連企業(滋賀県薬業協会会員企業 27 社、大阪医薬品協会会員企業 298 社、日本製薬工業協会会員企業 50 社の計 375 社)に向けてアンケート調査を実施し、薬学の博士学位を取得した人材の需要、企業における研究・開発、学術部門での博士学位取得の優位性について回答を求めたところ、いずれも肯定的な回答が過半数を超えた。

<医薬品関連企業向けアンケート結果抜粋>

Q4	薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得した人材は御社にとって必要ですか？	①	そう思う	34	28.6%	
		②	ややそう思う	26		21.8%
		③	どちらともいえない	38		
		④	あまりそう思わない	14		
		⑤	そう思わない	7		
Q5	御社において、薬学系の修士課程を修了し博士の学位を取得していることは強みになりますか？	①	そう思う	36	30.3%	
		②	ややそう思う	32		26.9%
		③	どちらともいえない	32		
		④	あまりそう思わない	15		
		⑤	そう思わない	4		

このことから、高度な知識・研究力を持つ「薬を生み出す創薬研究者」の育成の場の必要性が認められた。

このような医薬品の研究開発整備に伴い予想される人材需要の増大に応えるべく、本学では、

¹ 今次博士課程設置と同時に、修士課程を博士課程前期課程に課程を変更する申請を行うことから、本文書では 2020 年 4 月から設置する修士課程を博士課程前期課程と表記する。また、今回設置申請する博士課程は博士課程後期課程とすることから、以下、本文書では博士課程後期課程と表記する。

2008(平成20)年4月に開設した6年制学士課程である薬学科を持つ薬学部に加えて、2015(平成27)年4月に4年制学士課程である創薬科学科を新たに設置した。創薬科学科においては、「薬を中心に据えた」人の健康に関わる自然科学を基盤とし、医薬品の創製と分析、環境因子と人体への影響、疾病と薬物治療など多方面にわたる「学際的な薬学」の専門知識と技術の習得を通じ、医薬品創製の分野で社会に貢献できる人材育成を行っている。この人材育成目的に則り、創薬科学科では入学時より研究者としての意識付けを行い、基礎薬学系科目の講義・実習を通じ、生命科学の幅広い領域の知識と技能を身につけさせるとともに、生理活性を有する機能性分子の設計・合成や疾病の分子レベルでの理解に基づく新規薬物標的の探索など医薬品の創製に必須となる高度な専門知識の習得を図っている。さらに本学では、「薬科学の専門知識および研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成すること」を目的とする薬学研究科薬科学専攻博士課程前期課程を2020(令和2)年4月に設置し、創薬産業や医療関連産業に対して質の高い人材の恒常的供給を目指すこととなった。

上記の人材育成目的に基づき、現在、博士課程前期課程を設置しているが、博士課程前期課程は博士課程後期課程の設置を前提に構想しており、今般、当初構想どおり博士課程後期課程を設置する。博士課程後期課程では、博士課程前期課程と一貫したシームレスな教育・研究体制を整備するため、博士課程前期課程同様に「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」の5つの研究分野を設け、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成する。

以上の設置の趣旨および必要性ならびに人材育成目的を踏まえ、博士課程後期課程の学位授与の方針(ディプロマポリシー)を次のとおり定める。学位授与の方針(ディプロマポリシー)は人材育成目的を達成することができるよう、両者が相関する形で定めている。

<学位授与の方針(ディプロマポリシー)>

所定の単位の修得および博士論文の審査に合格したことで、以下の①～④の教育目標を達成したと認められた者に、博士(薬科学)の学位を授与する。

- ①薬学および生命科学領域の高度な知識を習得し、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。
- ②高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力および論理的思考能力を有する。
- ③日本語および外国語による高度な論理的な文章力、プレゼンテーション能力を有する。
- ④国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーション

ンができる。

<人材育成目的>

薬科学専攻博士課程後期課程は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

Ⅲ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

このたびの学則変更（収容定員変更）とあわせて課程変更の届出を行う研究科では、以下のとおり教育課程や教員組織の編成等や施設・設備の整備を行う。このことにより、教育研究水準の維持・向上を積極的に図っていかうとするものである。

なお本研究科の課程変更によっても、既設研究科等の教育課程等に影響はない。

1. 教育課程の変更内容

(1) 研究科・専攻等の特色

医薬品創製のプロセスは幅広い研究領域からなることから、薬科学専攻博士課程前期課程では5つの分野、「薬品分子創製化学」、「生体分子解析学」、「薬物動態解析学」、「生体機能薬学」、「薬物作用解析学」を設け、専門分野に応じた教育体制となっている。本専攻博士課程後期課程においても、その教育体制を維持し、前期課程及び後期課程で一貫した教育体制とする。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」を通じて、高度な専門知識と研究に必要な一連の能力、すなわち高い倫理観、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力、日本語や外国語での情報発信能力、英語でのコミュニケーション能力を養成する。研究室単位でのアクティブラーニング型の教育により、指導教員がそれらの力を随時把握し、個々の能力、状況に応じたきめ細やかな研究指導を行う。高度な専門知識は研究活動を具体化する過程において、指導教員による指導および学生自身による文献調査を通じて育成する。また、国際学会での英語による情報発信を実践させ、専門知識を用いたコミュニケーション力や国際感覚を育成する。薬科学専攻の基礎となる薬学部創薬科学科の英語教育では、「話す」、「聞く」、「書く」、「読む」という言語運用スキルを身につけるとともに、これら4つのスキルを運用しプレゼンテーションやディスカッションという研究に必要な力、リサーチ・スキルの醸成を行っている。薬科学専攻博士課程前期課程においては「専門英語」を配置し、リサーチ・スキルの向上を行っている。このような、学部および博士課程前期課程での教育を踏まえ、薬科学専攻博士課程後期課程では、リサーチ・スキルをさらに向上させたい学生に対して、アクティブラーニング型の教育を行う科目「英語研究発表演習」を配置する。

(2) 学部・学科等の名称及び学位の名称

薬科学専攻博士課程後期課程は、医薬品等の創製を中心とする学際的な高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することから、研究科・専攻・学位の名称を下記のとおりとする。

また各名称の英文表記は、上記の人材育成目的および教育研究分野に照らして定めている。専攻分野を示す「Pharmaceutical Sciences」は、薬学関係の分野で国際的に広く用いられている名称である。

研究科	：薬学研究科	Graduate School of Pharmacy
専攻	：薬科学専攻	Major in Pharmaceutical Sciences
学位	：博士（薬科学）	Doctor of Pharmaceutical Sciences

(3) 教育課程の編成の考え方及び特色

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程は、同専攻博士課程前期課程の教育を踏まえ、以下のとおり人材育成目的、学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を定める。

1) 人材育成目的

薬科学専攻博士課程後期課程は、高度な薬科学の専門知識および優れた研究力を備え、研究機関、教育機関、産業界、衛生行政等に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2) 学位授与方針（ディプロマポリシー）

薬科学専攻博士課程後期課程においては、所定の単位の修得および博士論文の審査に合格したことで、以下の①～④の教育目標を達成したと認めた者に、博士（薬科学）の学位を授与する。

<教育目標>

- ① 薬学および生命科学領域の知識を基礎として、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を有する。
- ② 高い倫理観を持って医薬品等の研究開発を推進し、衛生行政にも貢献できるような、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力を有する。
- ③ 日本語および外国語による高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力を有する。
- ④ 国際社会で活躍するために、薬科学分野の専門知識を用いた英語でのコミュニケーションができる。

3) 教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)

博士課程後期課程では、教育目標を踏まえ、次のような教育課程の編成・実施方針をカリキュラムポリシーとする。科目区分として「研究科目」と「講義科目」を設定し、これらを体系的に学修することによって、教育目標が達成される。

「研究科目」は、指導教員の指導の下に、研究計画の立案から成果発表までの一連の研究活動に必要な力を養成するために配置された科目であり、特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ(以下、「特別研究Ⅰ～Ⅵ」とする)からなる。特別研究Ⅰ～Ⅵでは、薬科学の高度な専門知識と研究に必要な高い倫理観、高度な問題発見・解決能力、論理的思考能力、日本語や外国語での情報発信能力、コミュニケーション能力を養成する。特別研究Ⅰ～Ⅵは研究室単位で実施し、学術情報の収集やプレゼンテーションなどアクティブラーニング型の教育を行う。国際会議での研究発表を推奨し、英語によるコミュニケーションを実践的に学ばせる。また、日頃の研究活動を通じて、研究における公正性や倫理観についても教育するとともに、学術論文の作成に必要な力を育成する。

「講義科目」の英語研究発表演習は、英語による高度な論理的文章力やプレゼンテーション能力を養成するために配置された科目である。科学論文の構成や特徴、プレゼンテーションに用いられる表現やスキルを教育し、演習形式により実践的に学ばせる。

2. 教育方法及び履修指導方法の変更内容

(1) 教育方法

研究機関における独立した研究者として国際的に活躍できる研究者、製薬業界のみならず、化学、食品業界など産業界で活躍できる研究者、技術者育成を目的とした教育を行う。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」においては、論文読解、客観的データ解釈、実験構築、実験技術、論理的思考能力に加え、英語によるリサーチ・スキルを実践を通じて身につけさせる。さらに、「英語研究発表演習」により、英語によるプレゼンテーションやディスカッションという研究に必要な高いリサーチ・スキルを身につけさせる。

(2) 履修指導

1) 履修指導・研究指導体制

履修指導は、入学時のオリエンテーション時から指導教員を通じて次のように綿密に行う。

オリエンテーション時に、学生が出願時に選択した分野(薬品分子創製化学、生体分子解析学、薬物動態解析学、生体機能薬学、薬物作用解析学)の重要性、学問的意義

や人材養成目的等を学生に示し、本研究科修了後の活躍フィールドを提示する。また、指導教員が学生と個別面談を行い、研究の進め方、研究倫理、評価方法について説明する。博士課程前期課程における研究テーマとの関係性、連続性などにも配慮し、研究テーマを設定する。

2) シラバス(授業計画)

「大学院設置基準第14条の2」及び大学全体の方針に基づき、学生の自立的・系統的な履修を確実なものとするため、全科目のシラバスを作成し、ホームページに掲載することにより、大学院生に周知する。シラバスでは、各授業科目の概要、到達目標、授業スケジュール、成績評価方法を明示し、これに基づいて授業を計画的に行う。

(3) 履修モデル

国内外の研究機関、教育機関や産業界で、独立した研究者として研究開発に貢献できる人材となるために、本研究科薬科学専攻博士課程後期課程の学生は、研究科目「特別研究Ⅰ～Ⅵ」および講義科目「英語研究発表演習」を受講し、高い研究力と幅広い専門知識、英語による高いリサーチ・スキルを身につける。

また、将来大学教員となることを希望する者を対象に、大学で教えるために必要な基礎的スキルを養成するためのセミナー(Preparing Future Faculty 大学教員準備セミナー)を実施している。このセミナーでは、シラバスの到達目標の書き方、成績評価の方法、コースポートフォリオ、大学授業方法論、マイクロティーチング(模擬授業と相互評価)といった内容を講義・個人ワーク・グループワークを組み合わせて行っている。

【履修モデル】

5分野共通	1年次	2年次	3年次	単位
研究科目	「特別研究Ⅰ」 「特別研究Ⅱ」	「特別研究Ⅲ」 「特別研究Ⅳ」	「特別研究Ⅴ」 「特別研究Ⅵ」	12
講義科目	「英語研究発表演習」			2
プレFD	Preparing Future Faculty 大学教員準備セミナー			—

(4) 研究指導の方法・博士論文の作成スケジュール

指導教員は、入学時に学生とともに年間の研究計画を立て、指導計画書を作成する。指導計画書は、年度毎に作成する。指導教員による「特別研究」を通じた指導に加え、中間発表等にお

いて関連分野の複数の教員が助言することにより、十分な研究指導体制を確保する。

研究遂行に必要な論理的思考、論文読解、論文作成技術、高いレベルの実験技術を「特別研究Ⅰ～Ⅵ」により教育する。「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、新規性と独創性に優れた先端的な研究や調査活動を行い、国内外に向けて研究成果の発信を行う。研究活動を通じて、医薬品等の創製を中心とした薬科学の高度な専門知識を習得し、倫理観や問題発見・解決能力、論理的な思考能力を醸成する。研究室でのゼミナールにおいて、収集した情報や研究成果を日本語や外国語で発表し、高度な論理的文章力およびプレゼンテーション能力を培う。「特別研究Ⅰ～Ⅵ」の指導においては、これまでに学んだ幅広い専門知識が、自らの研究課題にどの様に役立つのかを強く意識させることにより、専門知識と研究の有機的融合を図る。学生が研究遂行に必要な力を身につけていることを確認するため、1年次・2年次に研究成果発表会を開催する。研究成果発表会を通じて、学生が博士論文作成に必要な力を身につけていることを指導教員だけでなく、複数の教員で定期的に確認する。

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、研究課題に関連する研究論文について情報収集し、その研究意義や問題点等についてプレゼンテーションを行う教育を実施し、研究開発に必要な高い問題発見・解決能力、論理的思考能力を育てる。また、指導教員が研究課題の遂行に必要な実験技術、その適用を含めた実験計画の立て方を1対1で教育する。得られた研究成果を学術論文として学術誌や国際学会等で発表するために、論文執筆指導を行う。学生は、最終的に博士論文として自身の研究を完成させる。

【 修 了 ま で の ス ケ ジ ュ ー ル 】

	出願前	大学院入試説明会を通じ、研究科教員の研究内容および入学後の研究テーマを志願者が理解する。
	入学試験	選考を通じて、志望理由や研究テーマ、将来の希望等の書類審査・面接を行う。
入学		
1 年 次	春semester 特別研究Ⅰ	研究テーマの設定、課題絞込み 研究計画の立案、「研究指導計画書」の作成 研究の具体化
	秋semester 特別研究Ⅱ	
2 年 次	春semester 特別研究Ⅲ	1年次研究成果発表会 1年次の目標の確認と評価結果に基づく対策の立案・実行、「研究指導計画書」の作成
	秋semester 特別研究Ⅳ	
3 年 次	春semester 特別研究Ⅴ	2年次研究成果発表会 2年次の目標の確認と評価結果に基づく対策の立案・実行、「研究指導計画書」の作成
	秋semester 特別研究Ⅵ	博士論文の作成、博士学位の申請 主査・副査の決定 公聴会、学位審査
修了		

講義科目の履修

(5) 評価方法

成績評価においては、人材育成目的に沿った達成基準を満たすことを合格の条件とし、科目区分ごとに評価項目を以下のように定める。

< 研究科目 >

「特別研究Ⅰ～Ⅵ」では、研究課題に対する取り組みや研究成果に関するレポート、プレゼンテーションなどにより行う(平常点評価)。英語教育における実践的応用として、国内外での英語での学術発表を奨励し、評価に含める。

< 講義科目 >

「英語研究発表演習」では、授業への貢献度やレポートに加え、プレゼンテーションにより行う(平常点評価)。

(6) 修了要件

博士課程後期課程に入学した大学院生は「特別研究Ⅰ～Ⅵ」を含む 12 単位以上を修得し、学位審査を経て博士学位の授与をもって修了したものとする。

(7) 学位審査

本研究科における学位論文の審査は、「立命館大学学位規程」(資料 4)、「立命館大学大学院学則」、「薬学研究科委員会規程」の定める学位審議委員会が行う。

学生に対してはあらかじめ、博士学位申請までの流れや学位論文が満たすべき水準に加えて、審査委員の体制、審査の方法及び項目等を明示する(学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行等について(通知) 元文科高第 380 号令和元年 9 月 26 日)。

博士学位申請にあたり学生が提出する主論文の内容は、査読付きの学術誌に 2 報以上が掲載または掲載が受理されていることとし、そのうち 1 報は第一著者でなければならない。また、指導教員は、学生が博士学位申請を行う前に、全学で利用している剽窃防止ツール(剽窃防止ソフト「iThenticate」)により、主論文に剽窃がないことを確認する。

博士学位申請が行われた後、学位審議委員会は申請受理の可否および申請を受理する場合、主査 1 名と副査 2 名を決定する。学位審議委員会が審査のために必要と認めた場合には、薬学研究科教員以外の教員、または学外の大学院等の教員等を主査および副査とすることができる。申請受理の可否および主査・副査の決定には、構成員の過半数以上が出席する学位審議委員会で、過半数以上の賛成を得る必要がある。

学位審議委員会において博士学位申請を受理することとした場合、学位審議委員会は博士論文評価基準(以下参照)に基づき学位審査を実施する。さらに、学位審議委員会は公聴会を開催

し、博士学位申請者に対して口頭試問を行う。学位審査の透明性を確保するため、公聴会の開催日時は薬学研究科ウェブサイト、学内の情報伝達ツールおよび掲示板で広報しており、公聴会に参加を希望する者が容易に公聴会に参加することができるよう努めている。

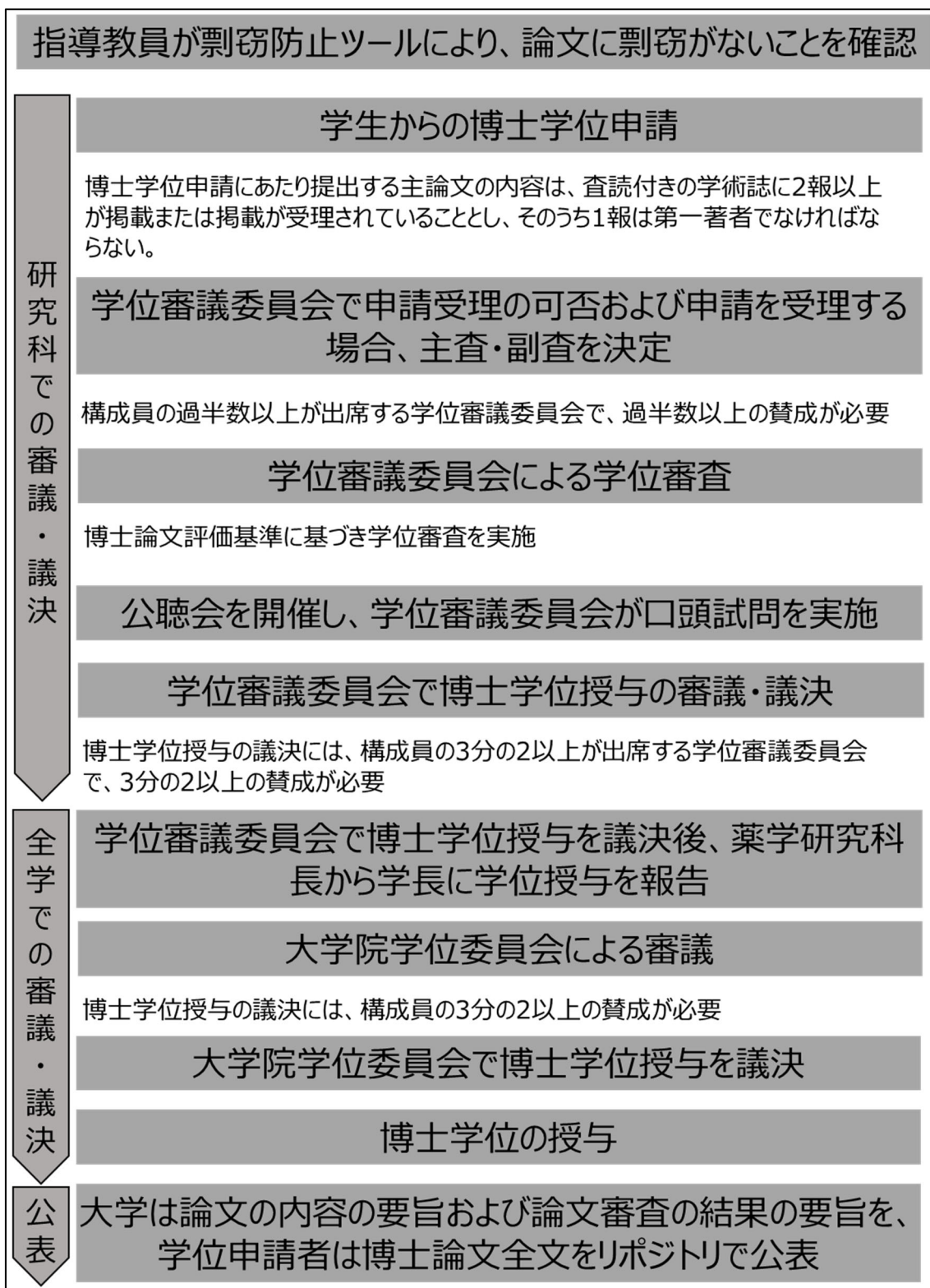
<博士論文評価基準>

- ① 薬科学専攻博士課程後期課程として研究課題が学術的に妥当であるか。
- ② 研究内容に新規性、独創性があるか。
- ③ 先行研究について適切に検討されているか。
- ④ 研究方法について正しく記述されているか。
- ⑤ 実験結果や事実調査、文献資料について正しく記述され、研究内容について十分に考察されているか。
- ⑥ 法令を遵守した研究であり、研究倫理を踏まえているか。

公聴会終了後、学位審議委員会は博士学位授与の審議・投票を行う。博士学位授与の議決には、構成員の3分の2以上が出席する学位審議委員会で、3分の2以上の賛成を得なければならない。博士学位授与が議決された場合、薬学研究科長は学長に学位授与を報告する。学長はこの報告を受けて、薬学研究科学位審議委員会が議決した学位の授与を、全学の大学院教学組織である大学院学位委員会の議に付す。大学院学位委員会構成員の3分の2以上の賛成を得て、博士学位の授与が議決される。このように、学位審査のプロセスでは、薬学研究科学位審議委員会による学位授与の議決後、さらに全学組織である大学院学位委員会による議決を必要とするため、学位審査の厳格性および透明性が担保されている。

博士論文の公表については、「立命館大学学位規程」に従い、大学が博士の学位を授与したときに、論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットで公表する。さらに、博士の学位を授与された者は、その論文全文をインターネットで公表する。これらの公表は、立命館学術成果リポジトリ(<http://r-cube.ritsumei.ac.jp/repo/repository/rcube/>)で行う。また、博士論文の1部は本学図書館において保管する。

【学位審査の流れ】



(8)研究の倫理審査体制

本学の研究倫理に関わる審査体制としては、立命館大学研究倫理委員会を設置している(資料 5 立命館大学研究倫理委員会規程)。本委員会では研究倫理指針の適切な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討を行っている。また、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会を設置している(資料 6 立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程)。本委員会は、学内外の有識者を交えた委員会組織であり、本学の教員が人を対象とする研究を遂行するうえで求められる研究者の行動および態度について、当該研究計画が各指針の趣旨に沿ったものであるかどうかについて審議、調査、検討を行っている。

動物実験等の実施にあたっては、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省 平成 18 年)を受けて、立命館大学研究倫理委員会のもとに、立命館大学動物実験委員会を設置し(資料 7 立命館大学動物実験規程)、動物実験計画に関する指針への適合性、実施状況・結果、施設および飼養保管状況、教育訓練開催等について審議・調査を行っている。本学薬学部ならびに薬学研究科の教員および関係者もヒトおよび動物を対象とする研究に関与するうえで、これらの倫理指針、規程等を遵守する。

3. 教員組織の変更内容

これまで述べた薬科学専攻博士課程後期課程の設置の趣旨や教育課程等をふまえて、次のとおり教員組織を編成する。なお、以下により課程変更により収容定員を変更しても既存研究科等に影響はない。

(1) 教員組織の編成の考え方

薬科学専攻博士課程後期課程の研究指導教員は、同専攻博士課程前期課程と同じ、専任教員 12 人(教授 11 人、准教授 1 人)である。本専攻の研究指導は、この専任教員 12 人が行う。なお、薬学専攻と薬科学専攻の 2 専攻をあわせた薬学研究科の専任教員(教授、准教授)の合計人数は 27 人である。

教員の任用や昇任については、「立命館大学教員任用・昇任規程」(資料 1)「立命館大学大学院担当教員選考基準」(資料 2)と、それらを踏まえた研究科内規を定め、これら諸規程に基づき行う。

(2) 教員組織の編成の特色

薬科学専攻教員の開設時の年齢構成を表 1 に示す。専任教員(教授・准教授)の年齢構成は、

40歳代、50歳代を中心としているため、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。本学の専任教員（任期の定めのある教員を除く）の定年は、教授が65歳、教授以外の教員が60歳である（資料3 大学教員定年規則）。完成年度までに定年を迎える薬科学専攻専任教員は1名であるが、関連分野において適切に補充人事を行うため、教員組織の継続性に問題はない（表2）。

表1. 専任教員の開設時の年齢構成

	60歳代	50歳代	40歳代
教授	4(※)	5	2
准教授	0	0	1

(※)うち1名が2023年3月末に定年退職

表2. 補充人事の計画

年度	定年を迎える教員数	科目担当計画
令和4(2022)年度	1名	令和5(2023)年度以降、新規任用教員が科目を担当

(3) 研究分野・研究体制

薬科学専攻では、教育研究上の中心となる5分野に次のとおり教員を配置し、研究を展開する。

<薬品分子創製化学> (専任教員 3人)

<生体分子解析学> (専任教員 2人)

<薬物動態解析学> (専任教員 2人)

<生体機能薬学> (専任教員 3人)

<薬物作用解析学> (専任教員 2人)

教授および准教授は、教員個人研究室と卒業研究室を有する。また、薬学部/薬学研究科の共通施設（共通機器室、低温室、暗室）、動物飼養施設を整備しており、創薬研究を行うにあたり十分な研究設備が整っている。

それぞれの研究室の概要は以下のとおりである。

研究室概要

<薬品分子創製化学分野>

薬品分子化学研究室 担当教員／梶本 哲也 薬学博士

本研究室では、天然物化学および有機合成化学をバックグラウンドとして、天然物の合成、化学修飾、天然物類似体の合成を行いながら、医薬品リードとなり得る生理活性物質の探索を研究テーマとする。特に、ガングリオシド、ステロイド配糖体、イミノ糖ならびにその類縁体の生物活性に注目し、これら有機化合物の一般的かつ効率的な合成法の確立を目標としている。本目標の1つを達成すべく、無臭チオールを活性化基とするチオグリコシドを用いて、環境に優しいグリコシル化反応を検討する。

精密合成化学研究室 担当教員／土肥 寿文 博士(薬学)

有機合成化学を通じて、新しい創薬リード化合物を生み出したり、くすりの望みとする機能を大きく引き出したりすることができる。現在、欲しい医薬品を理論的に設計する時代が到来しつつあり、創薬の場においてますます有機合成の活躍する環境が整ってきた。本研究室では、これまで、創薬研究に役立つ有機合成の知識と技術の伝承に携わりながら、持続可能で未来に残る精密有機合成を1つの指針として追及してきた。独自に開発した合成化学手法を用いて、優れた生物活性を持つ天然物や生物活性物質の類縁体を合成し、創薬開発候補とする研究開発を目指す。

生命薬化学研究室 担当教員／古徳 直之 博士(薬学)

生命現象は多くの有機化合物が介在する化学反応の集合体である。それらのバランスが崩れ、制御不能となった状態が病気であり、医薬品はそのバランスを回復させることで治療につながっていると考えられる。現在用いられている医薬品の大半は、ユニークな化学構造と強力な生物活性を示す天然有機化合物をもとに生み出されており、生命現象を制御する化合物の宝庫である。本研究室では、生物活性天然物を基盤とした創薬化学研究や、その作用メカニズムを解明するためのケミカルバイオロジー研究を展開することで、有機合成化学の力を使って、新たな医薬品の創製や、未知の生命現象の発見につながるような新しいツール分子の創出を目指す。

<生体分子解析学分野>

生体分子構造学研究室 担当教員／北原 亮 博士(理学)

タンパク質が異常をきたすと、アルツハイマー病に代表される神経変性疾患や癌など様々な病気につながる。タンパク質の構造を原子レベルで理解することにより、機能発現や病気のメカ

ニズムの分子論的な解釈や論理的な化合物設計が可能となる。数千気圧の高圧力実験から、溶液中のタンパク質がもつ多様なコンフォメーションの存在を明らかにする。構造変化は、コンフォメーション間の化学平衡の変化を意味し、分子の機能の高さや凝集性などその性質と直接関係する。このようなタンパク質構造の研究から、医薬品開発における新しい方法論の開発を目指す。

生体分析化学研究室 担当教員／豊田 英尚 薬学博士

糖鎖は、がんや糖尿病、ウイルス感染のほか、免疫機能とも関わり、あらゆる生命現象を解く鍵である。薬学研究では、生物薬品における糖鎖が薬効や安全性に影響をあたえるため、非常に重要な研究対象である。当研究室では糖鎖の機能解明を目的として、医薬品開発に役立つ研究を行うほか、ES 細胞や iPS 細胞における糖鎖の質的・量的な解析を行い、再生医療への貢献を目指している。具体的には、生体内糖鎖の中でも特に分析が難しい、グリコサミノグリカン(ヒアルロン酸、ヘパリン・ヘパラン硫酸、コンドロイチン硫酸、ケラタン硫酸)などの酸性多糖に関する超微量分析法の開発を行っている。また、iPS 細胞表面や ES 細胞表面に発現する特異的な糖鎖エピトープが細胞リプログラミングや分化において果たす生物学的役割を解析して、その活性糖鎖の化学構造を解明することにより、再生医療に役立つ細胞培養技術に必要な基盤知識の獲得を目指す。

<薬物動態解析学分野>

分子薬物動態学研究室 担当教員／藤田 卓也 博士(薬学)

医薬品とは、特定の薬理効果を持つ有機化合物にその有効性と安全性を保障する十分な情報と、確実にヒトに投与されるための技術が付与された 1 つのシステムと考えられる。近年、ゲノム情報に基づいた論理的な医薬品開発が理論上は可能となってきた。こうしたゲノム創薬をはじめとした新薬開発研究は、非常に魅力的であり、注目が集まりがちであるが、その有効性と安全性が確保されなければ決して医薬品としての医療現場に供されることはない。そのため、新規医薬品の開発には、薬物の体内動態研究に基づいた化合物の最適化、有効性と安全性に関する proof of concept の検証、さらには適切な投与システムの開発が必須となる。医薬品の体内動態、薬物の吸収(A: absorption)、分布(D: distribution)、代謝(M: metabolism)、排泄(E: elimination)、毒性(Tox: toxicity)により規定されるが、これらの生体内反応にかかる分子機構は極めて複雑で、未だ十分に解明されているとはいえない。本研究室では、こうした ADME-Tox 研究の中で、主として薬物吸収に焦点をあて、探索段階における新規開発化合物のヒトでの吸収性予測や製剤設計の合理化に関する研究、および創薬ターゲットとしてのトランスポー

ターの探索を進めている。

分子薬剤学研究室 担当教員／菅野 清彦 博士(薬学)

良好な生物学的利用率(バイオアベイラビリティ:BA)を有する薬物および製剤の開発は、有効性と安全性の高い医薬品の開発に必須である。経口製剤からの BA は、生体および薬物の様々な要因が複雑に関与しており、BA の全容解明は喫緊の課題となっている。そこで、本研究室では、生体および薬物の物理化学的側面から BA の全容解明を目指した研究を行う。具体的な研究課題は、以下のような項目である。

過飽和現象、消化管流体力学、製剤-薬物間相互作用、生体成分-薬物間相互作用、食事成分-薬物間相互作用、構造膜透過性相関、構造溶解度相関、原薬形態最適化、製剤のパフォーマンス安定性、生物学的同等性、個体間および個体内差、消化管代謝、トランスポーター、その他関連項目。

<生体機能薬学分野>

神経発生システム研究室 担当教員／小池 千恵子 博士(薬学)

私たちは、毎日の生活における認識や行動の多くを視覚情報に依存している。網膜は哺乳類において、光情報を神経情報に変換する唯一の神経組織である。視覚情報は、大脳皮質視覚野で分解・統合といった情報処理が行われることは良く知られているが、光情報が入力する第一段階の組織である網膜においてまず基本となる重要な情報処理が行われている。

本研究室では、網膜の情報処理の中心となる ON・OFF 回路に注目した、網膜回路による視覚応答制御の階層横断的解析を行っている。

生体情報制御学研究室 担当教員／鈴木 健二 医学博士

タンパク質のリン酸化とそれに関わる情報伝達分子の相互作用に焦点をあて、様々な疾患メカニズムや治療法の開発に繋がる研究を行う。具体的には、「肥満」と「糖尿病」をつなぐ脂肪細胞とマクロファージの相互作用の分子メカニズムを解明する研究や、神経変性疾患でみられる細胞死の制御原理を明らかにする研究を行っている。

脂肪酸とその代謝産物であるケトン体は、細胞のエネルギー源としての役割に加えて、細胞間のシグナル伝達分子としての機能を有することが明らかとなり、代謝疾患やがん、神経変性疾患などの病態との関係から関心が高まっている。ケトン体(β -ヒドロキシ酪酸)に対する特異的な受容体や輸送担体の、様々な疾患における治療標的としての可能性を探索する研究を展開している。

細胞工学研究室 担当教員／高田 達之 農学博士

我々ヒトの体は、約 200 種類からなる 37 兆個の細胞により構成され、これらが 1 つのシステムとして機能している。発生は、ゲノム情報からこのような多種類、多数の細胞を系統的に生み出し、統合する過程でもあり、それには多様かつ精密なシグナル伝達に関与している。現代社会は医薬品をはじめ多くの化学物質によって支えられているが、これらが発生過程のシグナル伝達に干渉し、不妊やアレルギー、がん化など個体に変化をもたらす可能性が考えられる。本研究室では、様々な外因性因子が発生、細胞分化に関するシグナル伝達を介して個体形成に与える影響に注目し、ヒト iPS 細胞、ゼブラフィッシュ胚を用いてそのメカニズムの解明を試みている。また幹細胞生物学を利用した琵琶湖固有種の保存研究も行なっている。

<薬物作用解析学分野>

薬効解析科学研究室 担当教員／北村 佳久 薬学博士

本研究室では、「脳」を対象とし、薬理的な研究を行っている。脳には、全身機能を調節する神経細胞とそれをサポートするグリア細胞(アストロサイト、ミクログリアなど)、栄養を供給する脳血管が存在し、お互いが協調しながら、脳内活動を営んでいる。しかし、老化、遺伝的原因、事故などにより脳のホメオスタシスが破綻したとき、アルツハイマー病、パーキンソン病、脳卒中(脳出血・脳梗塞)などの脳の病気が発症する。超少子高齢化社会を迎えた現代、老化とともに発症頻度の高まる、このような疾患の治療薬開発は急務の課題であり、多くの製薬企業もこの分野に参入しているが、残念ながら、根本的治療が期待できる特効薬はない。本研究室では、実験動物(ラット・マウス・プラナリアなど)やヒト由来培養細胞を用いて脳疾患発症メカニズムの解析から創薬ターゲットの探索や薬物シードと考えられる薬物の作用機序の解明および創薬研究を展開している。

臨床薬理学研究室 担当教員／服部 尚樹 医学博士

薬物の適正使用は臨床薬学において重要なテーマである。本研究室では、内分泌疾患における薬物の適正使用に関連する研究を行っている。脳下垂体ホルモンであるプロラクチンに対する自己抗体が原因で生じるマクロプロラクチン血症、甲状腺刺激ホルモン(TSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロ TSH 血症、卵胞刺激ホルモン(FSH)に対する自己抗体が原因で生じるマクロ FSH 血症を見いだした。これらの大分子ホルモンはクリアランスの低下から血中濃度が高値を示すが、生物活性が低いため補償療法は不要である。誤診により不適切な薬物治療がなされている症例が多数存在することが予想される。本研究室には全国から測定依頼があり、検査結果を臨床現場に還元している。また、悪玉アディポカインのレプチンと善玉アディポカイ

ンのアディポネクチンの高感度酵素免疫測定法を確立し、ヒト白色脂肪細胞におけるレプチンとアディポネクチンの分泌に対する高血圧、脂質異常症、抗糖尿病薬の影響について研究している。

4. 大学全体の施設・設備の変更内容

以下により収容定員を変更しても、施設・設備において収容定員変更後でも、これまでと同等以上の教育研究を展開することができる内容が担保できている。

(1) 設置キャンパス

本学の校地は、衣笠キャンパス(京都府京都市北区)、びわこ・くさつキャンパス(滋賀県草津市)、大阪いばらきキャンパス(大阪府茨木市)、朱雀キャンパス(京都府京都市中京区)で構成されている。既設の薬学部は2008(平成20)年4月に、薬学研究科博士課程前期課程は、2020(令和2)年4月にびわこ・くさつキャンパスに開設している。今回申請する薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程も同キャンパスに設置する。

(2) 校舎等施設

薬学部の学部基本施設として、2008(平成20)年度に新棟(サイエンスコア)を建設した。そこには卒業研究室、教員個人研究室、共通施設(低温室、暗室、共通機器室等)、動物飼養施設、学生実習室、模擬臨床実習施設(模擬薬局、模擬病室)、演習室、会議室を整備するとともに、隣接して薬草園を整備している。また、一部施設(バイオリンク、コラーニングハウス2)にも薬学部の教員個人研究室、卒業研究室、学生実習室を整備している。

薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程では、薬学部が使用している卒業研究室(12室・各約120㎡)を大学院生が利用することとし、上記の共通施設(低温室、暗室、共通機器室)、動物飼養施設、模擬臨床実習施設(模擬薬局、模擬病室)、演習室を共用するが、共用に支障ない入学定員(3名)としていることから、十分な教育・研究環境は整備している。

機器・備品については、化学系実習、生物系実習、医療・臨床系実習等に必要な機器・備品を整備している。大型設備・機器としては、NMR(Nuclear Magnetic Resonance)、LC-MS(Liquid Chromatograph-Mass Spectrometry)、DNAシーケンサー、イメージアナライザーなどを整備している。

なお「基本計画書」の「経費の見積り及び維持方法の概要」において開設前年度の「設備購入費」を計上していないが、これは既設の学部・研究科等の設備等があつて、薬学研究科薬科学専攻博士課程後期課程はそれらの設備等を継承するためであり、教育研究を展開するうえで問題は生じ

ない。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備状況

① 図書および雑誌

本学には、図書館施設として、衣笠キャンパスに平井嘉一郎記念図書館、修学館リサーチライブラリー、人文系文献資料室、朱雀キャンパスに朱雀リサーチライブラリー、びわこ・くさつキャンパスにメディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)、大阪いばらきキャンパスに OIC ライブラリーをそれぞれ設置している。これらの施設を含めた大学全体の蔵書は、2020(令和2)年4月1日現在で約2,947,000冊(製本雑誌含む)に達し、これに加えて約77,400種の学術雑誌、そのうち約68,000種の電子ジャーナルを収集・整備している。これらはほぼすべて、学生の利用が可能である。また、図書館間の資料を取り寄せて利用する仕組みも存在しており、全ての資料を学習や研究に利用できる環境を整備している。

2008(平成20)年の薬学部開設以降、医療・医学系、生命科学・化学系の図書・雑誌は相当程度整備されており、薬学研究科が主に使用する図書館(メディアセンター)では、2020(令和2)年4月1日時点で図書62,633冊、学術雑誌9,824種、電子ジャーナル9585種を所蔵している。

メディアセンターにおける逐次刊行物のタイトル選定・見直しや図書購入にあたっては、薬学部および薬学研究科所属教員の意見も反映されており、必要な蔵書数、電子ジャーナルのタイトル数は十分確保されている。

② オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等

電子ジャーナルについては、キャンパス・ネットワークを介して大学全体で共有しており、人文科学、自然科学、社会科学の分野を問わず幅広い分野を対象に選定・収集している。特に、Elsevier Science B. V.、Wiley-Blackwell、Oxford University Press、Springer、Cambridge University Press の大手5社が刊行する電子ジャーナルについてはパッケージ契約をしており、最新の情報と共にバックナンバーの講読が継続的に行える環境がある。データベースについては Web of Science や Magazine Plus などの二次情報、EBSCO Host、ProQuest Central などのアグリゲータ系電子ジャーナル、日経テレコン 21、聞蔵などの新聞データベースを中心に、基本的なデータベース・ツールの提供を行い、全学で共有できる電子書籍も積極的に収集している。

③ 閲覧席、ラーニングcommons

本学の学術資料は、立命館大学学術情報システム(RUNNERS)を利用して、図書資料の所蔵情報、貸出返却・予約などが可能であり、一部図書資料については、抄録のオンラインでの閲覧も可能となっている。

メディアセンター(自然科学系図書館)、メディアライブラリー(社会科学系図書館)は、他キャン

ンパスの図書館等と同様に、年間開館日数 340 日前後、土・日曜日開館、開館時間は開講期
平日 8:30～22:00(土・日は 10:00～17:00)で運用している。

メディアセンター(自然科学系図書館)、は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 878 席を有し、
メディアライブラリー(社会科学系図書館)は収納冊数約 360,000 冊、総座席数 1,059 席を有し
ている。また、他キャンパスの図書館同様、グループ学習のできるラーニングコモンズ「ぴあら」を
設置し、学習環境を整えている。

④ 外部の図書館等との相互協力

他機関との協力に関わっては、Online Computer Library Center, Inc.(OCLC)や国立情報学
研究所の NACSIS-CAT/ILL の図書館間ネットワーク等に参加するとともに、私立大学図書館協
会、大学図書館コンソーシアム連合(JUSTICE)等の加盟館として、国内外を問わず他大学、他
機関と図書館間相互協力(文献複写や相互現物貸借)を推進している。

⑤ 検索手法の指導等

学部教員と図書館職員との協働で、大学図書館の基本的な使い方を初め、RUNNERS や電
子ジャーナル、オンラインデータベースの検索・活用方法等について、各学部の教育に必要な
内容を中心とした図書館リテラシー教育を各学部の担当教員と協働で展開している。そこでは、
少人数クラスによる双方向授業の取り組みや、Web 視聴による講義等を実施し、RUNNERS の図
書検索など内容の充実をはかっている。また、自学自習のために、Web ガイドや RAIL
(Ritsumeikan Academic Information Literacy)などの、情報の収集、選択、活用の能力を高める
ためのオンラインツールを提供している。

以上

○立命館大学教員任用・昇任規程

昭和45年11月10日

規程第118号

第1条 新たに教員を任用しようとするときは、教授会は、学部長または研究科長の提議により3名以上の教員からなる選考委員会を組織するとともに、ひろく候補者をもとめるものとする。

委員会の組織および運営に関する事項は各教授会において別にこれを定める。

第2条 選考委員会は、別に定める選考基準にもとづき、候補者について適否を審査し、教授会にその結果を報告する。

第3条 教授会が選考委員会から審査の結果につき報告を受けたときは、審査のうえ、投票によってその採否を決議し、学部長または研究科長より学長にこれを報告する。

前項の決議には教授会を構成する教員の4分の3以上が出席し、その3分の2以上の同意をうることを要する。

第4条 学長は、前条第1項の報告をうけたときは、大学協議会にこれを付議し、その承認を得た上で理事会に具申する。

第5条 教員の職名または所属を変更しようとするときは、第1条ないし第4条の規定を準用する。

第6条 この規程の改廃は、各教授会、常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和44年10月1日から適用する。
- 2 昭和36年6月9日規程第79号の教員任用規程は、これを廃止する。

附 則（昭和53年4月15日附則第3項の削除）

この規程は、昭和53年4月15日から施行する。

附 則（2004年3月25日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規程は、2004年3月25日から施行する。

附 則（2008年6月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年6月20日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2012年3月16日総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

○立命館大学大学院担当教員選考基準

2004年11月12日

規程第615号

本学大学院において大学院の授業および研究指導を担当する教員については、大学院設置基準第3章「教員組織」および専門職大学院設置基準第2章「教員組織」により、この基準にもとづき選考する。

1. 博士課程前期課程または修士課程担当教員の資格

博士課程前期課程または修士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (イ) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- (ロ) 研究上の業績が(イ)の者に準ずると認められる者
- (ハ) 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
- (ニ) 専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

2. 博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程担当教員の資格

博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者

- (イ) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (ロ) 研究上の業績が(イ)の者に準ずると認められる者
- (ハ) 専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

3. 専門職大学院担当教員の資格

専門職大学院を担当する教員にあつては、次のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者

- (イ) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (ロ) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (ハ) 専攻分野について、とくに優れた知識及び経験を有する者

この基準の改廃は、研究科委員会または研究科教授会および常任理事会の議を経て大学協議会が行う。

附 則

この規程は、2004年11月12日から施行する。

附 則 (2008年6月20日総合理工学院設置に伴う一部改正)

この規程は、2008年6月20日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2012年3月16日 総合理工学院の解消に伴う一部改正）

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日 薬学研究科4年制博士課程の設置等に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

○大学教員定年規則

昭和34年2月27日

規程第62号

第1条 大学教員の定年は、教授については満65歳とする。教授以外の教員については満60歳とする。

第2条 大学教員が定年に達したときは、その学年末に退職するものとする。

第3条 前2条にかかわらず、総長（学長）および副総長（副学長）の職にある者は、その在任中、教授に任用する。

第4条 この規程の改廃は、各教授会、大学協議会、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規則は、昭和34年3月1日から施行する。

附 則（1985年4月26日付第3条の改正並びに第4条及び附則第1項から第5項までの削除）

1 第3条による任用は、該当の学部教授会及び大学協議会の議を経て行なうものとする。

2 この規則は、1985年4月1日から適用する。

附 則（2000年3月8日副総長（副学長）職追加に伴う改正）

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則（2004年3月26日改廃規定新設にともなう一部改正）

この規則は、2004年3月26日から施行する。

附 則（2008年7月11日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年7月11日から施行し、2008年4月1日から適用する。

○立命館大学学位規程

昭和28年9月24日

規程第42号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館大学学則（以下「学則」という。）第55条および立命館大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第50条にもとづき、本大学における学位および学位の授与に関する事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士および専門職学位とする。

(専攻分野等の名称)

第3条 学士、修士、博士および専門職学位に、附記する専攻分野名または専門職学位名および英文学位名称を学部の学科および研究科の専攻毎に次の各号のとおり定める。

(1) 学士学位

学部名	学科名	専攻分野名	英文学位名称
法学部	法学科	法学	Bachelor of Laws
経済学部	経済学科	経済学	Bachelor of Arts
経営学部	経営学科	経営学	Bachelor of Arts
	国際経営学科	経営学	Bachelor of Arts
産業社会学部	現代社会学科	社会学	Bachelor of Arts in Social Sciences
文学部	人文学科	文学	Bachelor of Arts
理工学部	電気電子工学科	工学	Bachelor of Engineering
	機械工学科	工学	Bachelor of Engineering
	環境都市工学科	工学	Bachelor of Engineering
	ロボティクス学科	工学	Bachelor of Engineering
	数理科学科	理学	Bachelor of Science
	物理科学科	理学	Bachelor of Science
	電子情報工学科	工学	Bachelor of Engineering
	建築都市デザイン学科	工学	Bachelor of Engineering

国際関係学部	国際関係学科	国際関係学	Bachelor of Arts in International Relations
	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科	グローバル国際関係学	Bachelor of Arts in Global International Relations
政策科学部	政策科学科	政策科学	Bachelor of Arts in Policy Science
情報理工学部	情報理工学科	工学	Bachelor of Engineering
映像学部	映像学科	映像学	Bachelor of Image Arts and Sciences
薬学部	薬学科	薬学	Bachelor of Pharmacy
	創薬科学科	薬科学	Bachelor of Pharmaceutical Sciences
生命科学部	応用化学科	理学	Bachelor of Science
		工学	Bachelor of Engineering
	生物工学科	工学	Bachelor of Engineering
	生命情報学科	理学	Bachelor of Science
工学		Bachelor of Engineering	
生命医科学科	理学	Bachelor of Science	
スポーツ健康科学部	スポーツ健康科学科	スポーツ健康科学	Bachelor of Sport and Health Science
総合心理学部	総合心理学科	心理学	Bachelor of Psychology
食マネジメント学部	食マネジメント学科	食マネジメント	Bachelor of Gastronomy Management
グローバル教養学部	グローバル教養学科	グローバル教養学	Bachelor of Global Liberal Arts

(2) 修士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Master of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Master of Economics
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Master of Science in Business

			Management
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Master of Arts in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Master of Arts in International Relations
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Master of Arts in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Master of Arts
	行動文化情報学専攻	文学	Master of Arts
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Master of Science Master of Engineering
	電子システム専攻	工学	Master of Engineering
	機械システム専攻	工学	Master of Engineering
	環境都市専攻	工学	Master of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Master of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Master of Science
		工学	Master of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Master of Arts
言語教育情報研究科	言語教育情報専攻	言語教育情報学	Master of Arts in Language Education and Information Science
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Master of Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Master of Sport and Health Science
映像研究科	映像専攻	映像	Master of Image Arts
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Master of Human Science
		心理学	Master of Psychology

(3) 博士学位

研究科名	専攻名	専攻分野名	英文学位名称
法学研究科	法学専攻	法学	Doctor of Laws
経済学研究科	経済学専攻	経済学	Doctor of Philosophy
経営学研究科	企業経営専攻	経営学	Doctor of Philosophy
社会学研究科	応用社会学専攻	社会学	Doctor of Philosophy in Sociology
国際関係研究科	国際関係学専攻	国際関係学	Doctor of Philosophy
政策科学研究科	政策科学専攻	政策科学	Doctor of Philosophy in Policy Science
文学研究科	人文学専攻	文学	Doctor of Philosophy
	行動文化情報学専攻	文学	Doctor of Philosophy
理工学研究科	基礎理工学専攻	理学 工学	Doctor of Science Doctor of Engineering
	電子システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	機械システム専攻	工学	Doctor of Engineering
	環境都市専攻	工学	Doctor of Engineering
情報理工学研究科	情報理工学専攻	工学	Doctor of Engineering
生命科学研究科	生命科学専攻	理学	Doctor of Science
		工学	Doctor of Engineering
先端総合学術研究科	先端総合学術専攻	学術	Doctor of Philosophy
テクノロジー・マネジメント研究科	テクノロジー・マネジメント専攻	技術経営	Doctor of Philosophy in Technology Management
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学	Doctor of Philosophy
薬学研究科	薬学専攻	薬学	Doctor of Pharmacy
人間科学研究科	人間科学専攻	人間科学	Doctor of Human Science

		心理学	Doctor of Psychology
--	--	-----	----------------------

(4) 専門職学位

研究科名	専攻名	専門職学位名	英文学位名称
法務研究科	法曹養成専攻	法務博士（専門職）	Juris Doctor
経営管理研究科	経営管理専攻	経営修士（専門職）	Master of Business Administration
教職研究科	実践教育専攻	教職修士（専門職）	Master of Education

(大学名の附記)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を附記するものとする。

第2章 学士学位

(学士学位の授与)

第5条 学士学位の授与は、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学士学位の授与の要件)

第6条 学士学位は、学則第54条に規定する卒業要件を満たした者に学長が授与する。

(学長への報告)

第7条 教授会において学士学位の授与を議決したときは、学部長は学長に報告しなければならない。

第3章 修士学位

(修士学位の授与)

第8条 修士学位の授与は、研究科委員会または研究科教授会（以下単に「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

(修士学位の授与の要件)

第9条 修士学位は、大学院学則第29条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項に規定する者のほか、前期課程と後期課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において大学院学則第29条に規定する修了要件に相当する要件を満たした者にも、修士学位を授与することができる。

(授与申請)

第10条 修士学位の授与を申請する者は学位授与申請書に修士論文または特定の課題についての研究成果（以下「修士論文等」という。）2部を添えて、所属の研究科長に申請するものとする。申請書類の様式は、様式第2(1)のとおりとする。

（資料等の提出）

第11条 研究科長は、修士論文等の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

（修士論文等の返付）

第12条 受理した修士論文等は、返付しない。

（修士論文等の審査および最終試験）

第13条 修士論文等の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。ただし、研究科委員会が認める場合は、教員数を2人以上とすることができる。

3 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

4 最終試験は、修士論文等に関連ある分野について試問を行う。

（審査および最終試験の期間）

第14条 修士論文等の審査および最終試験は、申請者の在学期間中に終了するものとする。

（修士学位の授与の審査）

第15条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(5)に定める論文等審査報告書により、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、修士学位の授与のための審査を行う。

3 修士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成する学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。

5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を得なければならない。

(学長への報告)

第16条 研究科委員会において修士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長および大学院学位委員会に報告しなければならない。ただし、様式第3(1)に定める合格判定報告書をもって、これにかえることができる。

第4章 博士学位

(博士学位の授与)

第17条 博士学位の授与は、研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、学長が決定する。

(博士学位の授与の要件)

第18条 博士学位は、大学院学則第32条、第35条または第35条の4に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

2 前項のほか、本大学大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ前項の同課程を経た者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士学位を授与する。

(授与申請)

第19条 博士学位の授与の申請は、次の各号のいずれかによる。申請書類の様式は、様式第2(2)または様式第2(3)のとおりとする。

- (1) 前条第1項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、履歴書1部、和文論文要旨1部および英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部を添えて、所属の研究科長に申請する。
- (2) 前条第2項による者にあつては、学位授与申請書に、博士学位申請論文4部、論文目録1部、住民票の写し1部、履歴書1部、和文論文要旨1部、英文等論文要旨1部、主論文要旨の電磁的記録媒体(CD-ROM等)1部、写真1葉および別表第1による学位審査手数料を添えて、学長に申請する。
- (3) 前2号の定めにかかわらず、研究科長が必要と認めた場合は、和文論文要旨または英文等論文要旨の提出を免除することができる。

(資料等の提出)

第20条 研究科長は、博士論文の審査のため必要があるときは、前条に定めるもののほか、別に資料等を提出させることができる。

(博士論文の受理および審査の委嘱)

第21条 第19条第1号により、博士学位の申請があつたときは、研究科長は、研究科委員会の議を経てこれを受理する。

2 第19条第2号により、博士学位の申請があったときは、学長は、その学位の専攻分野に対応する研究科委員会の議を経てこれを受理し、その研究科委員会に学位授与の審査を委嘱する。

(博士論文および学位審査手数料の返付)

第22条 受理した博士論文および学位審査手数料は、返付しない。

(博士論文の審査および最終試験または学力の確認)

第23条 博士論文の審査および最終試験は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

2 第18条第2項に該当する者の博士論文の審査および学力の確認は、研究科委員会において審査委員会を設けて行う。

3 審査委員会は、専攻分野および関連分野の教員3人以上によって組織し、うち1人を主査とする。

4 前項に定める審査委員会には、当該研究科に属さない本大学または他大学等の教員等を含めることができる。

5 最終試験は、博士論文に関連ある分野について試問を行う。

(学力の確認)

第24条 前条第2項に規定する学力の確認は、博士論文に関連ある分野について試問(外国語についての試問を含む。)を行う。

2 前項の外国語については、研究科委員会が種類を定める。

(学力の確認の免除)

第25条 研究科委員会が、業績、経歴等により学力の確認を行い得ると認めたときは、試問の全部または一部を免除することができる。

2 本学大学院博士課程後期課程、一貫制博士課程または4年制博士課程に所定の年限在学し、大学院学則第32条または第35条に規定する修了要件を満たした者が再入学しないで第18条第2項による博士学位を申請したときは、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内に限り、学力の確認を免除することができる。

(審査委員会における審査の期間)

第26条 審査委員会における審査は、申請書を受理してから1年以内に終了しなければならない。

(博士学位の授与の審査)

第27条 審査委員会は、審査が終了したときは、様式第3(6)に定める論文等審査報告書に

より、その結果を研究科委員会に報告しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の報告にもとづき、博士学位の授与のための審査を行う。
- 3 博士学位の授与の議決は、構成員の3分の2以上が出席する研究科委員会において、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 4 前2項の定めにかかわらず、研究科委員会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、研究科委員会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、研究科委員会の議決とすることができる。
- 5 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の賛成を得なければならない。

（学長への報告）

第28条 研究科委員会において博士学位の授与を議決したときは、研究科長は、論文等審査報告書により、学長に報告しなければならない。

（大学院学位委員会の審議）

第29条 学長は、前条の論文等審査報告書を大学院学位委員会の議に付さなければならない。

- 2 前項の議決は、大学院学位委員会の構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第5章 専門職学位

（専門職学位の授与）

第30条 専門職学位の授与は、研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

（専門職学位の授与の要件）

第31条 専門職学位は、大学院学則第42条に規定する修了要件を満たした者に学長が授与する。

（専門職学位の授与の審査）

第32条 専門職学位授与の議決は、構成員の過半数が出席する教授会において、その過半数の賛成を得なければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、研究科教授会の構成員の一部の者をもって構成される学位審議委員会（この条において「審議委員会」という。）を置き、教授会の定めるところにより、審議委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 前項の議決は、審議委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛

成を得なければならない。

(学長への報告)

第33条 研究科教授会において専門職学位の授与を議決したときは、研究科長は、様式第3(2)から様式第3(4)までに定める合格判定報告書により、学長および大学院学位委員会に報告するものとする。

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第34条 大学は、博士学位を授与した日から3月以内に、博士学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(博士論文の公表)

第35条 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、博士学位の授与に係る論文の全文を本大学所定のリポジトリの利用により公表するものとする。ただし、博士学位を授与される前にインターネットの利用により既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、博士学位を授与された者は、やむをえない事情がある場合には、本大学の承認を受けて、博士学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。

3 前2項の規定により博士学位の授与に係る論文を公表するときは、立命館大学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

第7章 学位の授与の証明

(学位の授与の証明)

第36条 学長は、様式第1(1)から様式第1(5)までに定める様式により学位記を授与して、学位の授与を証明する。

第8章 学位の授与の取消

(学位の授与の取消し)

第37条 学士、修士、博士または専門職学位の学位授与を受けた者で不正の方法によった事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士にあっては教授会、修士、博士または専門職学位にあっては研究科委員会および大学院学位委員会の議を経て、既に授与した学位を取り消すことがある。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

- 3 学長は、第1項の決定があったときは、その旨を公表する。
- 4 学位授与を取り消された者は、学位記を返付しなければならない。

第9章 雑則

(修士論文等および博士論文の保管)

第38条 修士論文等および博士論文は、別に定めるところにより、本大学に保管する。

(記録の保管)

第39条 学長は、修士学位および博士学位を授与したときは、様式第3(5)および様式第3(6)に定める論文等審査報告書に必要事項を記録し、これを保管するものとする。

(報告)

第40条 学長は、博士学位を授与したときは、授与したときから3月以内に、様式第3(7)に定める学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、大学協議会が行う。

附 則

本規程は、昭和28年11月1日よりこれを施行する。

附 則 (省令第13号の学位規則改正に伴う改正)

この規程は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (昭和44年10月11日学則改正に伴う改正)

この規程は、昭和44年10月1日から適用する。

附 則 (昭和48年6月16日社会学研究科設置に伴う改正)

この規程は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、本規程第5条第2号に規定する博士の学位の授与は、法学博士、経済学博士および文学博士を除いて同条第1号に規定する博士の学位が授与されたあとにおいて取扱うものとする。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和51年7月9日学位審査手数料改訂にともなう別表第1の改正)

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（1981年3月27日大学院設置基準「昭和49年文部省令第28号」および学位規則の一部を改正する省令「昭和49年文部省令第29号」が1975年4月1日から施行されたことに伴う改正）

この規程は、1981年2月1日から適用する。

附 則（1981年12月12日学位授与申請書添付書類の変更および学位授与者の職名変更に伴う改正）

この規程は、1982年1月1日から施行する。

附 則（1989年6月10日大学院改革に伴う学位授与基準の変更）

この規程は、1989年4月1日から適用する。

附 則（1991年7月26日学位規則の一部を改正する文部省令にもとづく変更）

この規程は、1991年7月1日から適用する。

附 則（1991年11月30日国際関係研究科設置に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1991年10月25日理事会議案第32号及び1992年3月19日文部省認可による国際関係研究科修士課程国際関係学専攻設置に伴う学則変更による変更、1989年12月22日経済学研究科カリキュラムの一部変更による学則変更、及び1990年9月28日経営学研究科履修規定の一部変更による学則変更に伴う変更）

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則（1992年12月25日学位論文審査委員に関する規程の明文化に伴う改定）

この規程は、1992年12月1日から施行する。

附 則（1994年3月16日文部大臣認可による国際関係研究科博士課程新設等に伴う改定）

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1996年3月22日条文の全面整備および修士論文審査委員数の弾力化等に伴う改正）

この規程は、1996年2月1日から適用する。

附 則（1996年12月19日文部大臣認可政策科学研究科政策科学専攻修士課程設置にともなう改正）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1997年1月24日別表2の課程博士学位記様式の統一にともなう変更）

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1998年1月16日別表2の学士学位記様式の一部変更にもなう改正）

この規程は、1998年2月1日から施行する。なお、第二部の表記は1994年度・1995年度第二部入学者に適用し、夜間主の表記は1996年度以降夜間主コース入学者に適用する。

附 則（1998年12月22日文部大臣承認による政策科学研究科政策科学専攻博士課程後期課程設置にもなう改正）

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2000年3月10日別表第2の学士の学位記の様式の一部変更に伴う改正）

この規程は、2000年3月15日から施行する。

本規程別表第2の規定にかかわらず、第二部および夜間主コース入学者の記載については次のとおりとする。

入学年度	学部・学科名	卒業証書・学位記表示名	備考
1994、1995年度入学者（第二部）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部人文学科	法学部第二部法学科 経済学部第二部経済学科 経営学部第二部経営学科 文学部第二部人文学科	94二部改革実施
1996年度～1998年度入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科	法学部夜間主法学科 経済学部夜間主経済学科 経営学部夜間経営学科 文学部夜間主哲学科 文学部夜間主文学科 文学部夜間主史学科	昼夜開講制導入にもなう名称変更
1999年度以降入学者（夜間主コース）	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	法学部法学科 経済学部経済学科 経営学部経営学科 産業社会学部産業社会学科 文学部哲学科 文学部文学科 文学部史学科 文学部地理学科	99夜間主コース抜本改革実施

附 則（2000年5月12日文部大臣認可による応用人間科学研究科設置にもなう改

正)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2001年7月13日第19条第1号による博士の学位授与申請書の変更に伴う改正）

附 則（2001年7月13日理工学研究科フロンティア理工学専攻博士課程設置に伴う改正）

附 則（2001年7月13日文部省の名称変更に伴う改正）

この規程は、2001年7月13日から施行し、2001年4月1日から適用する。

附 則（2002年12月19日文部科学大臣認可による先端総合学術研究科、および言語教育情報研究科設置にともなう改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2003年5月9日法科大学院設置認可に伴う改正）

本規程は2004年4月1日より施行する。

附 則（2004年1月30日博士課程後期課程および一貫制博士課程の在学期間延長および再入学の取扱いの変更に伴う改正）

この規程は、2004年4月1日より施行する。

附 則（2005年1月14日テクノロジー・マネジメント研究科設置、学位審査方法の整理、学位記の様式追加に伴う改正）

この規程は2005年1月14日より施行する。ただし、第3条第1項第2号の改正は、2005年度入学者より適用する。

附 則（経営管理研究科設置ならびに学位記の様式変更および追加に伴う改正）

この規程は2005年5月27日から施行する。ただし、第1条ないし第3条、第29条の2、第29条の3、第30条および別表第2〔1〕第5号ロについては、2006年4月1日から適用する。

附 則（2005年7月8日テクノロジー・マネジメント研究科テクノロジー・マネジメント専攻博士課程後期課程設置に伴う改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2006年3月23日公務研究科公共政策専攻設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年4月28日映像学部映像学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2006年7月14日課程博士学位授与状況改善に向けた各種制度整備および英語版の学位記様式追加に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2006年7月14日から施行する。
- 2 改正後の学位審査手数料の規定は、2006年度の博士課程在学者から適用し、2006年3月31日以前に満期退学した者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して3年以内の期間に申請する場合は、従前の例による。

附 則（2007年3月23日 修士課程の修了要件の見直しに伴う学則変更をふまえた一部改正および改廃手続の変更に伴う一部改正）

この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月26日 薬学部薬学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年6月20日総合理工学院設置に伴う一部改正）

この規程は、2008年6月20日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則（2009年3月25日学位授与記録簿の見直しに伴う改正）

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2010年3月5日スポーツ健康科学部およびスポーツ健康科学研究科の設置に伴う学位の専攻分野名の追加ならびに博士学位授与申請時の提出物の変更等に伴う改正）

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則（2011年1月14日専攻分野名の表記の変更、審査委員会の構成の整理等にもなう一部改正）

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 第3条第3号に定める、政策科学研究科政策科学専攻の英文学位名称は、2009年9月以降の入学者に適用する。

附 則（2012年3月2日学則の変更、大学院学則の全部変更、総合理工学院の解消、大学院学位委員会への改称、理工学部の学科および理工学研究科の再編、情報理工学研究科および生命科学研究科の設置ならびに経営学研究科の修士の学位およびテクノロジー・マネジメント研究科の博士の学位の英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号および第3号は、経営学研究科博士課程前期

課程およびテクノロジー・マネジメント研究科博士課程後期課程に2011年3月31日に在籍する者については、なお従前の例とする。

附 則（2013年6月14日学位規則の改正、学位審議委員会の設置、修士学位の審議機関の変更および条文整理等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2013年6月14日から施行し、2013年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第34条および第35条は、2013年3月31日以前に博士学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則（2013年3月8日 文学研究科行動文化情報学専攻博士課程前期課程および博士課程後期課程ならびに薬学研究科薬学専攻4年制博士課程の設置に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年1月24日 別表学位記の様式一部修正および追加に伴う一部改正）

この規程は、2014年1月24日から施行する。

附 則（2014年3月7日 英文学位名称の変更等に伴う一部改正）

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則（2014年3月28日 会計修士（専門職）の廃止に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2014年5月16日 薬学部創薬科学科設置に伴う一部改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2014年10月10日 国際関係研究科 修士学位の英文学位名称の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、国際関係研究科博士課程前期課程に2015年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年7月10日 総合心理学部設置に伴う一部改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（2016年2月19日 経済学部国際経済学科の募集停止、情報理工学部の学科再編、教職研究科の設置等に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は、経済学部国際経済学科または情報理工

学部)に2017年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2017年11月10日 理工学部の学科再編、国際関係学部アメリカン大学・立命館大学国際連携学科、食マネジメント学部および人間科学研究科の設置、応用人間科学研究科および公務研究科の募集停止、博士学位授与申請書類の変更等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、改正後の第3条第1号は理工学部都市システム工学科または環境システム工学科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 第1項にかかわらず、改正後の第3条第2号は、応用人間科学研究科または公務研究科に2018年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則 (2018年7月20日 授与申請および様式第1(3)、様式第2(3)の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年7月20日から施行する。

附 則 (2019年1月25日 グローバル教養学部の設置および別表学位記の様式の追加等に伴う一部改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表第1 学位審査手数料 (第19条関連)

学位授与申請者の内訳		手数料
第18条第1項によるもの	博士課程在学者	0円
第18条第2項によるもの	本法人の設置する学校の専任教職員	100,000円
	上記以外の者	200,000円

様式第1 学位記の様式(第36条関連)

(1) 学士の学位記の様式

イ 日本語様式

*1○○○○○
卒 業 証 書 ・ 学 位 記
館印
氏 名
(西暦) 年 月 日生
本学○○学部○○学科(*2)所定の課程を修めたので卒業したことを認め学士(○○学)の学位を授与する
(西暦) 年 月 日
立命館大学○○学部長 印
立 命 館 大 学 長 印

*1には学生証番号を表記する。

*2には、学部・学科以外のその他の名称を記述する。

ロ 日英二言語様式

*1○○○○

Ritsumeikan University

卒業証書・学位記

学生氏名日本語表記

学生氏名英語表記

Born on Month Day, Year

立命館大学○○学部○○学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(○○○学)の学位を授与する

is hereby granted the degree of

Bachelor of ○○○○○

having fulfilled the conditions prescribed

by the College of ○○○○○

Month Day Year

○○○学部長

○○○○○○

立命館大学学長

○○○○○○

Dean, College of ○○○○

印

英文サイン

President

印

英文サイン

*1には学生証番号を表記する。

ハ アメリカン大学・立命館大学国際連携学科様式

The American University - Ritsumeikan University
Joint Degree Program
アメリカン大学・立命館大学 国際連携学科

学生氏名英語表記

is hereby granted the degree of
Bachelor of Arts in Global International Relations
having fulfilled the conditions jointly prescribed by

The American University

Incorporated by Act of Congress of the United States of America 1893
By authority of the Board of Trustees and on the recommendation of the Faculty
of the School of International Service

With all rights, privileges, responsibilities, and honors thereto,
in witness whereof the Seal of the University and the
signatures of duly authorized officers are affixed to this diploma

and

Ritsumeikan University
on the Recommendation of the College of International Relations

アメリカン大学と立命館大学国際関係学部が共同で定めた
アメリカン大学・立命館大学国際連携学科の所定の課程を修めたので
卒業したことを認め学士(グローバル国際関係学)の学位を授与する

(Date of Graduation)

Chairman of the Board of Trustees アメリカン大学理事 会理事長 英文氏名 (英文サイン)	American University President アメリカン大学長 英文氏名 (英文サイン)	Dean of the College of International Relations 立命館大学国際関 係学部長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印	Ritsumeikan University President 立命館大学長 英文氏名 (英文サイン) 漢字氏名 印
--	---	---	--

(2) 修士の学位記の様式

イ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の日本語様式

*3○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の修士課程において所定の課程を修了
したので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日
立命館大学長 ○○ ○○

ロ 博士課程前期課程または修士課程を修了した者に授与する学位記の英語様式

○○○○*3

Ritsumeikan University
(氏名) born on (生年月日)

is hereby granted the degree of
(学位名)

in recognition of the successful completion of
all requirements for the major in (専攻名)
at the Graduate School of (研究科名)
at Ritsumeikan University

(修了年月日)
(英文サイン)
(学長名)
President, Ritsumeikan University

*3には学生証番号を表記する。

ハ 一貫制博士課程を退学し、修士の学位を得る者に授与する学位記の様式

*4○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻において修士課程の修了に相当する要件を
満たしたので修士(○○ 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*4には学生証番号を表記する。

(3) 博士の学位記の様式

イ 第18条第1項に定める博士の学位記の様式

(イ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を創出する人材育成」プログラムを修了した者を除く学位記様式

*1	学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan	*2
	氏名		
	生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)	
	立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程 において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する		
	授与年月日(西暦)	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University	
	立命館大学長 学長氏名 印		

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(ロ) 「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラムを修了した者の学位記様式

*1	学位記	*2
	氏名	Ritsumeikan University
	生年月日(西暦)	Kyoto Japan
		On the Recommendation of
		The Faculty of The Graduate School of 研究科名
		Ritsumeikan University hereby confers upon
		氏名
		who has honorably fulfilled
		all the Requirements prescribed by the University
		the Degree of
		学位名
		with all the Rights and Privileges pertaining thereto.
		Awarded at Ritsumeikan University
		With the additional successful completion of
		"Premier Leadership Ph. D. Program to Innovate Active Life Society: Advanced Industry-Academia Collaboration"
		授与年月日(西暦)
		学長サイン
		学長氏名
		President Ritsumeikan University

立命館大学大学院(研究科名)研究科(専攻名)専攻の博士課程において学位論文を提出し所定の審査および最終試験に合格したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する
特記「産学融合によりアクティブライフ社会を超創する人財育成」プログラム修了

授与年月日(西暦)
立命館大学長 学長氏名 印

*1には学位授与番号を表記する(博甲第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-A-〇〇〇〇) *1と同じ番号

ロ 第18条第2項に定める博士の学位記の様式

*1	*2
学位記	Ritsumeikan University Kyoto, Japan
氏名	
生年月日(西暦)	On the Recommendation of The Faculty of The Graduate School of 研究科名 Ritsumeikan University hereby confers upon 氏名 who has honorably fulfilled all the Requirements prescribed by the University the Degree of 学位名 with all the Rights and Privileges pertaining thereto. Awarded at Ritsumeikan University 授与年月日(西暦)
立命館大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格 したので博士(学位名 立命館大学)の学位を授与する	
授与年月日(西暦)	
立命館大学長 学長氏名 印	学長サイン 学長氏名 President, Ritsumeikan University

*1には学位授与番号を表記する(博乙第〇〇〇〇号)

*2には学位授与番号を表記する(D-B-〇〇〇〇) *1と同じ番号

(4) 専門職学位の学位記の様式
イ 法務博士の学位記の様式

*5○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻において所定の課程を修了したので法務
博士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*5には学生証番号を表記する。

ロ ○○修士の学位記の様式

*6○○○○○

学 位 記

氏名
(西暦) 年 月 日生

立命館大学大学院○○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の課程を修
了したので○○修士(専門職 立命館大学)の学位を授与する

(西暦) 年 月 日

立命館大学長 ○○ ○○

*6には学生証番号を表記する。

様式第2 学位授与申請に関する書類

(1) 修士の学位授与申請書の様式(第10条関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊟
立命館大学学位規程により修士()の学位の授与をうけたく学位論文または 特定の課題についての研究成果2部を添えて申請いたします。	
論 文 目 録	
主 論 文 題 名	
参 考 論 文 題 名	

(2) 博士の学位授与申請書の様式(第19条第1号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書	
(西暦) 年 月 日	
立命館大学大学院 学研究科長 殿	学研究科 専攻 氏 名 ㊟
立命館大学学位規程により博士()の学位の授与をうけたく学位論文 部に 下記書類を添えて申請いたします。	
記	
1 論文目録	部
2 履 歴 書	部
3 主論文要旨	各 部
和文および(原則として)英文 主論文要旨の記録媒体	

(3) 博士の学位授与申請の様式(第19条第2号関連)

立命館大学

学 位 授 与 申 請 書

(西暦) 年 月 日

立命館大学長

殿

住 所

氏 名



立命館大学学位規程により博士()の学位の授与を受けたく学位論文 部に
下記書類および学位審査手数料を添えて申請いたします。

記

- 1 論 文 目 録 部
- 2 住民票の写し 部
- 3 履 歴 書 部
- 4 写 真 葉
- 5 主論文要旨
和文および(原則として)英文 各 部
主論文要旨の記録媒体

(4) 論文目録の様式(第19条第1号および第2号関連)

論 文 目 録

立命館大学

報告番号	第 号	氏 名	
主論文			
	題 名		冊数
	()
副論文			
	題 名		冊数
	()
参考論文			
	題 名		冊数
	()
	題 名		冊数
	()

(註)既に印刷公表したものについては、その方法および年月日、未公表のものについては、公表の方法および時期を()内に記入すること。

様式第3 その他関係書類の様式

(1) 合格判定報告書の様式(第16条ただし書関連)

<p style="text-align: center;">合 格 判 定 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">(西暦) 年 月 日</p> <p>立命館大学長</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">学研究科長 ㊟</p> <p>下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、修士の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">専攻</th> <th style="width: 5%;">回生</th> <th style="width: 15%;">氏 名 (生年月日)</th> <th style="width: 15%;">学位の種類</th> <th style="width: 10%;">論 文 名 題 名</th> <th style="width: 10%;">審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕</th> <th style="width: 10%;">論文以外の 修了要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>()</td><td>修士(学)</td><td></td><td>○</td><td>済・未</td></tr> </tbody> </table>							専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	論 文 名 題 名	審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未			()	修士(学)		○	済・未
専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	論 文 名 題 名	審 査 委 員 〔○印〕 〔主査〕	論文以外の 修了要件																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													
		()	修士(学)		○	済・未																																																																													

(2) 合格判定報告書の様式(法務研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書					
(西暦) 年 月 日					
立命館大学長					
殿					
法務研究科長 ○○ ○○ ㊟					
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、法務博士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。					
記					
専攻	回生	氏 名	生 年 月 日	学 位 の 種 類	区 分
法曹養成	3	○○ ○○	1900年4月1日	法務博士(専門職)	法学未修者
法曹養成	2	○○ ○○	1901年4月1日	法務博士(専門職)	法学既修者

(3) 合格判定報告書の様式(経営管理研究科)(第33条関連)

合 格 判 定 報 告 書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
経営管理研究科長 ○○ ○○ 印				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、経営修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏 名 (生年月日)	学位の種類	修 了 要 件
経営 管理		氏 名 ()	経営修士 (専門職)	済・未

(4) 合格判定報告書の様式(教職研究科)(第33条関連)

合格判定報告書				
(西暦) 年 月 日				
立命館大学長				
殿				
教職研究科長 ○○ ○○ 印				
下記の者が、本学大学院学則および学位規程に定める修了要件を満たし、教職修士(専門職)の学位授与の審査に合格したことを報告いたします。				
記				
専攻	回生	氏名	生年月日	学位の種類
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)
実践教育				教職修士(専門職)

(5) 修士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(修士)

_____学研究科

氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生
入 学 年 度	(西暦) 年4月入学	
学 位 の 種 類	修士(学)	授与年月日 (西暦) 年 月 日
学 位 論 文 等 の 題 名		
審 査 委 員	(主査)	
論 文 等 の 審 査 の 結 果 の 要 旨		
試 験 結 果 の 要 旨		

(6) 博士の論文等審査報告書の様式(第39条関連)

論文等審査報告書(博士)			
			_____ 研究科
氏名・生年月日		(西暦) 年 月 日生	
最終卒業学校名	(西暦) 年 月	卒業 修了 中退	修了見込 単位取得退学 満期退学
学位の種類	博士(学)	授与年月日	(西暦) 年 月 日
学位授与の要件	本学学位規程第18条第 項該当者 [学位規則 第4条第 項]		
学位論文の題名			
審査委員	(主査)		
論文内容の要旨			
論文審査の結果の要旨			
試験または学力確認の結果の要旨			

(7) 学位授与報告書の様式(第40条関連)

学 位 (博 士) 授 与 報 告 書

立命館大学大学院

報 告 番 号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授 与 年 月 日	博士論文 受理 年月日	論文審 査終了 年月日
		(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研 究 科 (専攻)名	修了(中退) 年 月 日				
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙 第 号	博士()				都 道 府 県							
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙 第 号	博士()				都 道 府 県							
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙 第 号	博士()				都 道 府 県							
甲 第 号	博士()				都 道 府 県							
乙 第 号	博士()				都 道 府 県							

- 様式第1 学位記の様式（第36条関連）
- 様式第2 学位授与申請に関する書類
- 様式第3 その他関係書類の様式

○立命館大学研究倫理委員会規程

2007年3月15日

規程第718号

(設置)

第1条 立命館大学研究倫理指針（以下「指針」という。）の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指針に定める立命館大学の責務に関する事項
- (2) 指針の実施・調整に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (4) 研究費等の不正使用防止計画に関する事項
- (5) その他、研究倫理に関する事項

2 委員会は、研究計画等の倫理審査を日常的に行うために設置している委員会等（以下「研究倫理審査委員会等」という。）の審査状況を把握するとともに、指導および助言を行う。

3 委員会は、必要があると認めるときは、研究者に対して、適切な指導および助言を行う。

4 委員会は、指針に定める研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究を担当する副学長のうち学長が指名する者
- (3) 常務理事および学部長理事のうちから委嘱する者 若干名
- (4) 研究倫理に関する優れた見識を有する本学教員 若干名
- (5) 弁護士や会計士など学外の専門家 若干名

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要に応じて研究倫理審査委員会等の委員長に出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長を置く。委員長は学長とし、副委員長は前条の委員のうちから学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立・議決要件)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

- 2 委員長は、必要に応じて当該研究者の出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

(調査委員会の設置)

第7条 委員長は、指針にもとづく調査のために、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会の委員には、委員会委員以外の者を委嘱することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2007年3月15日から施行する。

附 則 (2008年2月20日総合理工学院設置に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2010年11月10日学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2010年11月10日から施行する。

附 則 (2012年3月14日 総合理工学院の解消に伴う一部改正)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月25日 委員会の任務の追加等に伴う一部改正)

- 1 この規程は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学研究費適正執行管理委員会規程(2007年3月15日規程第717号)は廃止する。

○立命館大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程

2009年10月28日

規程第820号

(設置)

第1条 研究倫理委員会の下に、人を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、立命館大学における人を対象とする研究倫理指針（以下「指針」という。）第8条にもとづき、研究の実施計画および出版公表計画等（以下「研究計画等」という。）の実施の適否その他の事項について審査を行う。

第3条 削除

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 研究機構長から若干名
- (3) 研究部長のうち1名
- (4) 研究部副部長のうち1名
- (5) その他学内外の有識者から若干名

2 前項第2号および第5号に掲げる委員は、委員長が任命する。

3 委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は研究を担当する副学長とし、副委員長は前条の委員から委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(成立および議決要件)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席することをもって成立し、審査の判定は出席委員の3分の2以上の合意をもって決する。

2 委員は、自らが研究代表者、共同研究者および研究協力者となる研究に係る審査に加わることが出来ない。

3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から審査のための意見等を聴取することができ

る。

(審査の手続き等)

第7条 研究計画等の審査を希望する研究者(以下「申請者」という。)は、所定の「研究倫理審査申請書」を事前に委員長に提出する。

2 委員会は、必要に応じて申請者に出席を求め、申請内容等の説明を聴取することができる。ただし、審査の議論に参加することはできない。

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 保留(継続審査)
- (4) 不承認
- (5) 非該当

(審査手続きの省略)

第9条 委員長が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、迅速な審査を行うため審査手続きを簡略化することができる。

- (1) 研究計画等の軽微な変更に係る審査
- (2) 既に委員会において承認されている研究計画等に準じた研究計画等に係る審査
- (3) 研究対象者に対して最小限の危険(日常生活で被る身体的、心理的または社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。)を超える危険を含まない研究計画等に係る審査

2 前項各号の審査は、委員長があらかじめ指名した委員2名が書面により行ない、その判定は両名の合意により決する。

3 前項に規定する審査の結果は、当該審査を行なった委員を除くすべての委員に報告する。

4 本条第2項に規定する審査の結果が、前条第1号に規定する「承認」以外の場合、前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で再審査を求めることができる。この場合において、委員長は速やかに委員会を開催し、当該事項について審査を行う。

(審査の結果)

第10条 委員長は、審査の結果を速やかに申請者に通知するとともに、立命館大学研究倫理委員会へ報告する。

2 委員長は、立命館大学研究倫理委員会の請求があった場合には倫理審査状況の報告を行

わなければならない。

- 3 研究者および研究対象者等は、決定内容に疑義があるときは、委員会に説明を求めることができる。

(再審査)

第11条 審査の判定に異議のある申請者は、異議の根拠となる資料を添えて、委員会に再審査の申請をすることができる。

(研究遂行中の審査)

第12条 委員会が第8条第1号または第2号の判定を行なった研究計画等について、申請者が変更をしようとする場合は、その変更について委員会の承認を得なければならない。

- 2 研究開始時に審査を経ていない研究等について、研究遂行中に研究者が希望する場合は、審査の申請を受け付ける。

- 3 第7条、第8条、第10条および前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(実施状況の報告および実地調査)

第13条 委員会は、研究等について必要があると判断したときは、申請者に対し実施状況を報告させることができる。

- 2 委員会は、研究等が研究計画等に沿って適切に行なわれているかを随時実地調査することができる。

(研究等の変更又は中止の勧告)

第14条 委員長は、研究遂行中に各委員会が研究計画等の変更または中止の意見を述べた場合にはその意見を踏まえ、研究等の変更または中止を勧告する。

(議事要旨等の公開)

第15条 委員会の議事要旨(研究課題名、申請者、研究期間および審査の結果等を含む)、委員会の構成ならびに委員の氏名および所属等は、公開する。ただし、研究対象者等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護または競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(記録の保存)

第16条 委員会の審査に関する記録の保存期間は、法令上別段の定めがある場合を除き、5年間とする。

- 2 保存期間を経過した記録でさらに保存が必要と各委員会が認める記録は、5年以内の範囲で保存期間を延長することができる。

- 3 保存期間の起算日は、研究の終了または中止の日の翌日からとする。

4 記録、保存または廃棄の手続きは「文書規程」に準ずる。

(守秘義務)

第17条 委員は、申請書類などに表れた研究対象者に関する情報や広義の知的財産となる可能性のある方法など、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、立命館大学研究倫理委員会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年11月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「立命館大学衣笠キャンパスにおける人を対象とする研究倫理審査委員会規程」は廃止する。

附 則 (2015年9月16日委員会の構成および規程の改廃手続の変更等に伴う一部改正)

この規程は、2015年9月16日から施行する。

附 則 (2016年3月25日審査の判定の種類および審査手続きの省略の方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）および「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月文部科学省告示第124号）」（以下「指針」という。）に基づき、学長を最終責任者とし、立命館大学における動物実験等について、科学的合理性、動物愛護、周辺環境の保全および教職員・学生等の安全確保の観点から、適正に実施するため必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、動物愛護管理法および飼養保管基準に即し、動物実験等の3Rの原則（使用数の削減Reduction、代替法の利用Replacementおよび苦痛の軽減Refinement）に基づき、適正に実施する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、本条第5号に規定する実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養、保管等を行う施設・設備をいう。
- (3) 「動物実験室」とは、実験動物に実験操作を行う実験室、実習室等をいう。
- (4) 「施設等」とは、飼養保管施設および動物実験室をいう。
- (5) 「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (6) 「動物実験計画」とは、動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括し、動物実験計画書に記載された動物実験に関する責任を負う者をいう。
- (9) 「飼養者」とは、動物実験責任者または動物実験実施者の下で実験動物の飼養また

は保管に従事する者をいう。

(10) 「飼養保管施設管理者」とは、学長の命を受け、実験動物および飼養保管施設を管理する者をいう。

(11) 「動物実験室管理者」とは、学長の承認を受けた動物実験室を管理する者をいう。

(12) 「管理者等」とは、飼養保管施設管理者および動物実験室管理者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は立命館大学において行われる哺乳類、鳥類および爬虫類の生体を用いる全ての実験に適用する。

2 上記以外の動物を実験に用いる場合においても、本規程の趣旨に沿って行う。

第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験計画の承認、実施状況および結果の把握、施設等の設置・変更または廃止に係る承認、教育訓練、自己点検、評価、情報公開、感染症発生等の緊急時対応、その他動物実験等の適正な実施に関して調査、報告または助言を行う組織として、立命館大学研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という。）のもとに、立命館大学衣笠キャンパス動物実験委員会および立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会（以下「各委員会」という。）を設置する。

2 管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長および委員会の指示・指導に基づき、速やかに適切な対応をとらなければならない。

(委員会の役割)

第6条 各委員会は、次の事項を審議または調査し、学長に報告または助言する。

(1) 動物実験計画が指針等および本規程に適合していることの審議

(2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること

(3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること

(4) 動物実験および実験動物の適正な取扱いならびに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること

(5) 自己点検・評価に関すること

(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

(委員会の構成)

第7条 各委員会は次の各号に定める委員によって構成する。

(1) 副学長（研究担当）

- (2) 研究部長または研究部副部長
- (3) 動物実験等に関して優れた見識を有する者 若干名
- (4) 実験動物に関して優れた見識を有する者 若干名
- (5) 飼養保管施設管理者
- (6) その他の学識経験を有する者 若干名

2 前第3号から第6号までの委員は、学長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第8条 前条第1項第1号の副学長（研究担当）を委員長とする。

2 委員長の指名により、各委員会に副委員長をおく。

3 委員長は、各委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員会の運営)

第9条 各委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数によって議決する。可否同数のときは議長の決定に従う。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に各委員会への出席を求め、説明または意見を聴取することができる。

3 委員長の判断により、緊急の場合は持回りでの審査を行うことができる。

4 委員は自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わることができない。

(守秘義務)

第10条 委員および事務局は、動物実験計画について知り得た情報を、法令または裁判所の命令に基づく場合などの正当な理由なしに第三者へ開示または漏洩してはならない。

第3章 利用者会議

(利用者会議)

第11条 飼養保管施設管理者は、施設の管理運営上必要な事項を定め、施設および本規程の円滑で適正な運用を図るため、飼養保管施設管理者、動物実験責任者および動物実験実施者による利用者会議を設置することができる。

2 利用者会議は、各委員会の指示、助言に基づき、施設の管理運営上必要な事項を定める。

第4章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続)

第12条 動物実験責任者は、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、所定の書

式による動物実験計画書を学長に提出しなければならない。

- (1) 研究の目的、意義および必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学および微生物学的品質ならびに飼養条件を考慮すること
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から開放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること
- 2 学長は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、各委員会に審査を付議し、結果を当該動物実験責任者に通知しなければならない。
- 3 動物実験責任者は、前項の通知後に計画内容の変更を希望する場合、変更理由を記載した動物実験変更・追加承認申請書を学長に提出しなければならない。なお、委員長が軽微な変更と判断した場合には、その内容を審査結果として学長へ報告できる。
- 4 動物実験責任者は、学長の承認を受けた後でなければ、動物実験を行うことができない。
（実験操作）

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと
- (2) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守すること
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令、本学の定める規定等に従うこと
- (4) 物理的、化学的に危険な材料、病原体等を扱う動物実験について、安全のための適切な施設や設備を確保すること
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導の下で行う

こと

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の書式により使用動物数、計画変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

第5章 施設等

(飼養保管施設の設置)

第14条 飼養保管施設管理者は、飼養保管施設を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、48時間以上の実験動物の飼養および保管を行うことができない。
- 3 学長は、申請された飼養保管施設を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該飼養保管施設管理者に通知する。

(飼養保管施設の要件)

第15条 飼養保管施設は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数に応じた飼養設備を有すること
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄、消毒等を行う衛生設備を有すること
- (4) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
- (5) 動物の飼養に直接関係しない者の立ち入りを制限するため、施錠設備が設置されており、入退の記録がとれること
- (6) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
- (7) 飼養保管施設管理者が設置されていること

(動物実験室の設置)

第16条 動物実験室管理者は、動物実験室を新たに設置または変更する場合には、所定の書式による動物実験室設置承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。

- 2 学長は、申請された動物実験室を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、当該動物実験室管理者に通知する。

(動物実験室の要件)

第17条 動物実験室は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること

- (2) 衛生的な取扱いを行うことができる設備を有すること
- (3) 実験動物が逸走しない構造および強度を有すること
- (4) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が採られていること
- (5) 当該実験室の利用者に、動物実験に関する基本的な遵守事項を周知していること
(施設等の維持管理および改善)

第18条 管理者等は、実験動物の適正な管理および動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理および改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第19条 管理者等は、施設等を廃止する場合は、所定の施設等廃止承認申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 管理者等は、学長の承認を受けた後でなければ、施設等を廃止することができない。
- 3 学長は、申請された施設等を各委員会に調査させ、その助言により承認または非承認を決定し、管理者等に通知しなければならない。

第6章 実験動物の飼養および保管

(実験動物の飼養および保管等)

第20条 管理者等、動物実験指導者、動物実験実施者および飼養者は、動物愛護管理法、飼養保管基準、指針、ガイドライン、本規程および管理者等の定める施設の管理運用上必要な事項に基づき、適正な飼養管理を行わなければならない。

- 2 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、学長、各委員会および管理者等の助言または指導に従わなければならない。

(記録の保管および報告)

第21条 動物実験責任者は、実験動物に関する基本的な情報（種類等、数、入手先、搬入・搬出日、飼養履歴・病歴等）に関する記録を一定期間保管しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、前項の記録を動物実験委員会の求めに応じて報告しなければならない。

第7章 安全管理

(危害防止および緊急時対応)

第22条 管理者等は、逸走した実験動物の捕獲の方法等を予め定めなければならない。

- 2 管理者等は、実験動物が施設等外へ逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 管理者等は、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者に、人獣共通感染症やその他危害防止に係る教育を行い、適切な措置を講じなければならない。
- 4 管理者等は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 5 管理者等は、事故、感染症の発生、その他緊急事態発生時にとるべき措置の計画を予め作成し、関係者に対し周知を図らなければならない。
- 6 管理者等は、上記緊急時に際し、計画に基づき、人的被害の拡大、周辺環境の保護ならびに動物愛護の観点から適切な措置を講じなければならない。

(教育訓練)

第23条 動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者は、次の各号に掲げる事項に関し、教育訓練を受けなければならない。

- (1) 関連法令、指針等および本学の定める規程、指針等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理、人獣共通感染症等に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 管理者等は、教育訓練の実施日、教育内容、講師および受講者名の記録を保存しなければならない。

第8章 自己点検、情報公開

(自己点検・評価・検証)

第24条 学長は、各委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 各委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 各委員会は、管理者等、動物実験責任者、動物実験実施者および飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

(情報公開)

第25条 各委員会は、衣笠キャンパスおよびびわこ・くさつキャンパスにおける動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、

検証の結果等の公開方法等) を毎年 1 回程度公表しなければならない。

第 9 章 その他

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は研究倫理委員会および常任理事会の審議を経て大学協議会が行う。

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2008年10月24日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「立命館大学文学部動物実験委員会規程」、「立命館大学文学部動物実験指針」、「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験委員会規程」および「立命館大学びわこ・くさつキャンパス動物実験指針」は廃止する。